

セルフアンローダ船に対する適用要件の明確化に関する事項

改正規則等

鋼船規則 C 編及び CS 編

鋼船規則検査要領 C 編及び CS 編

改正理由

2020 年 6 月 30 日付一部改正において、IACS 統一規則の改正に基づき、セルフアンローダ船に適用すべき強度要件（船首楼，ハッチカバー等）を明確にするため、鋼船規則 C 編における関連規定の改正を行った。

今般，上記の鋼船規則 C 編の取扱いがより明確となるよう関連規定を改めた。

併せて，鋼船規則等の総合見直しの一環として，IACS 統一規則と鋼船規則 C 編及び CS 編の整合について確認した結果，一部の要件の適用が不明確となっていたことから，その適用が明確となるよう関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 鋼船規則 C 編において，ばら積貨物船に適用される要件のうち，セルフアンローダ船にも適用される各要件について，その適用が明確となるよう改めた。
- (2) 鋼船規則 CS 編が適用となるばら積貨物船及びセルフアンローダ船に対して，IACS 統一規則 S28 に基づく船首楼の要件を適用するよう改めた。
- (3) 鋼船規則 CS 編におけるばら積貨物船等に対する倉口に対する要件を，鋼船規則 C 編と整合するよう改めた。

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

18 章 船楼

18.4 を次のように改める。

18.4 ばら積貨物船、鉱石運搬船及び兼用船等に対する追加要件*

B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船及び **B 編 1.3.1(19)**に定義するセルフアンロード船
 にあつては、次の(1)から(5)の規定に従う船首楼を設けなければならない。

本船の配置等により、本規定を適用し難い場合は本会の適当と認めるところによる。

- (1) 船首楼は閉囲された船楼とすること。
- (2) 船首楼は乾舷甲板上に位置し、その後端壁が最前端貨物倉の前端隔壁直上またはそれより後方に位置すること。

(图 C18.2 参照)

- (3) 船首楼高さ H_F は、次の**(a)**及び**(b)**に定める値以上とすること。
- (a) $H_C + 0.5$ (m)。ただし、 H_C は最前端貨物倉の倉口縁材高さ。
- (b) 表 C18.2 に掲げる船楼の標準高さ (m)。ただし、 L_f の値が表の中間にあるときは、一次補間法により定めた値とする。

㊦ C18.2

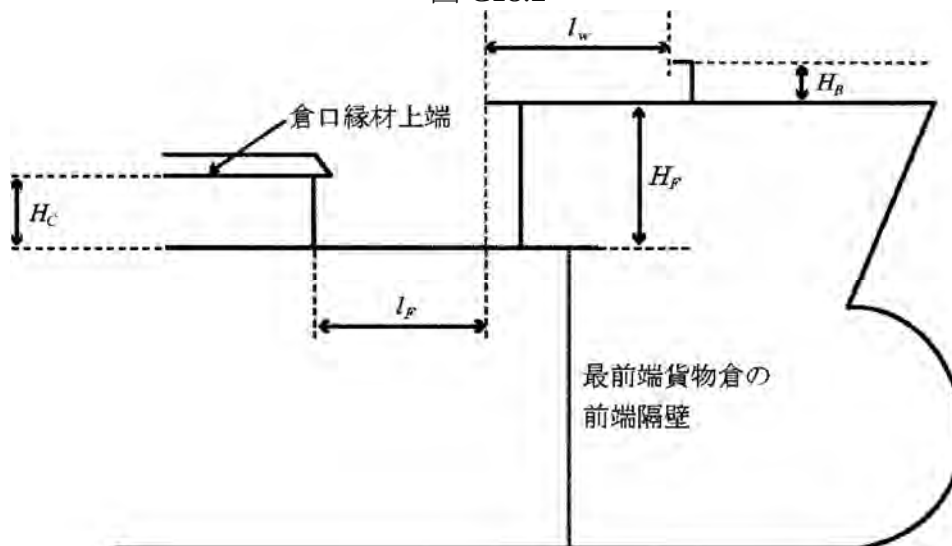


表 C18.2 船楼の標準高さ

船の乾舷用長さ (L_f)	船楼の標準高さ (m)
75 m 以下	1.80
125 m 以上	2.30

- (4) ~~20.2.3-1.(1)(a)に規定する最前端貨物倉の倉口蓋及び倉口縁材の設計荷重において、最前端貨物倉の前端倉口縁材の荷重及び表-C20.8に規定する最前端貨物倉倉口蓋前端に働く船尾方向の圧力を減じる場合には、船首楼甲板後端と最前端貨物倉の前端倉口縁材の距離 l_F (m) が、次の算式を満足すること。~~

$$l_F \leq 5\sqrt{H_F - H_C}$$

H_F 及び H_C : 前(3)による

- (5) 船首楼甲板上には、倉口縁材及び倉口蓋を保護する目的でブレイクウォータを設けてはならない。その他の目的により設ける場合にあつては、ブレイクウォータ後端から船首楼甲板後端までの距離 l_w (m) は、次の算式を満足すること。

$$l_w \geq H_B / \tan 20^\circ$$

H_B : ブレイクウォータ高さ (m)

34 章 ローディングマニュアル及び積付計算機

34.2 新造ばら積貨物船等の追加要件

34.2.1 一般

-1.を次のように改める。

-1. L_f が 150m 以上の次のいずれかに該当する船舶には、34.2.2 に規定するローディングマニュアル及び 34.2.3 に規定する積付計算機を備えなければならない。

- (1) B 編 1.3.1(13)に規定するばら積貨物船であって 1998 年 7 月 1 日以降に建造契約を行なったもの
- (2) 31A.1.2(1)に規定するばら積貨物船であって 2006 年 7 月 1 日以降に建造開始段階にあるもの
- (3) B 編 1.3.1(19)に規定するセルフアンローダ船であって 2020 年 7 月 1 日以降に建造契約を行なったもの

-2. 前-1.にかかわらず、31A.1.2(1)に規定するばら積貨物船であって B 編 1.3.1(13)に規定するばら積貨物船又は B 編 1.3.1(19)に規定するセルフアンローダ船に該当しないものについては、34.2.2-1.(4)、34.2.2-2.(4)及び 34.2.3(2)を適用する必要はない。また、34.2.2-1.(3)については、貨物倉毎に最大許容積載質量を記載するに留めて差し支えない。34.2.2-2.(7)及び(8)については、荷役及びバラスト漲排水における船体構造強度に関する一般的な制限、説明等に留めて差し支えない。

-3. L_f が 150m 未満の前-1.(2)該当する船舶には、34.2.2 に規定するローディングマニュアルを備えなければならない。ただし、当該ローディングマニュアルの記載事項については、前-2.によることができる。

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

18 章 船楼及び甲板室

18.4 として次の 1 節を加える。

18.4 ばら積貨物船，鉱石運搬船及び兼用船等に対する追加要件

B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船及び **B 編 1.3.1(19)**に定義するセルフアンローダ船にあっては，次の(1)から(5)の規定に従う船首楼を設けなければならない。

本船の配置等により，本規定を適用し難い場合は本会の適当と認めるところによる。

- (1) 船首楼は閉囲された船楼とすること。
- (2) 船首楼は乾舷甲板の上に位置し，その後端壁が最前端貨物倉の前端隔壁直上またはそれより後方に位置すること。
(図 CS18.1 参照)
- (3) 船首楼高さ H_F は，次の(a)及び(b)に定める値以上とすること。
 - (a) $H_C + 0.5$ (m)。ただし， H_C は最前端貨物倉の倉口縁材高さ。
 - (b) 表 CS18.2 に掲げる船楼の標準高さ (m)。ただし， L_f の値が表の中間にあるときは，一次補間法により定めた値とする。

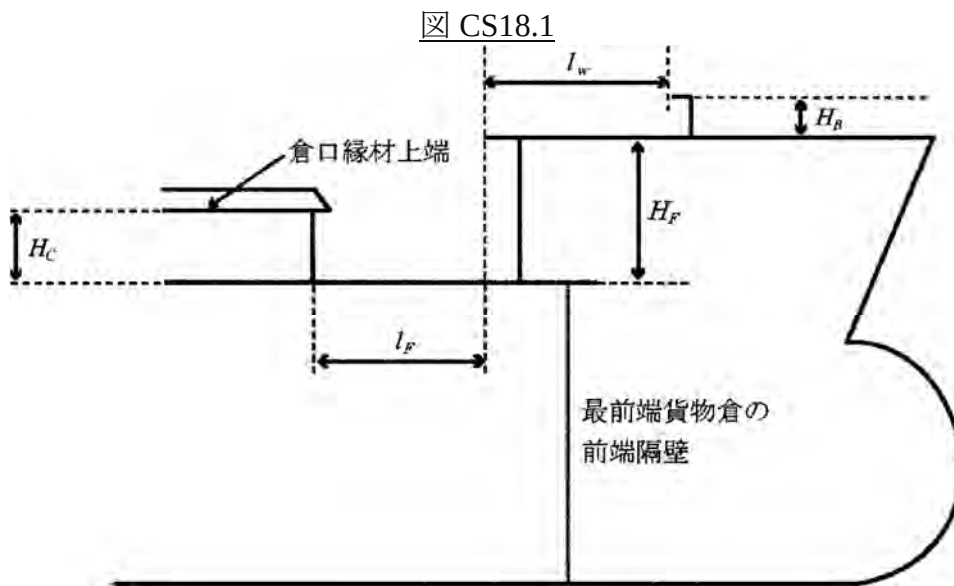


表 CS18.2 船楼の標準高さ

船の乾舷用長さ (L_f)	船楼の標準高さ (m)
75 m 以下	1.80
125 m 以上	2.30

- (4) 最前端貨物倉の倉口蓋及び倉口縁材の設計荷重において、最前端貨物倉の前端倉口縁材の荷重及び最前端貨物倉倉口蓋前端に働く船尾方向の圧力を減じる場合には、船首楼甲板後端と最前端貨物倉の前端倉口縁材の距離 l_F (m) が、次の算式を満足すること。

$$l_F \leq 5\sqrt{H_F - H_C}$$

H_F 及び H_C : 前(3)による

- (5) 船首楼甲板上には、倉口縁材及び倉口蓋を保護する目的でブレイクウォータを設けてはならない。その他の目的により設ける場合にあっては、ブレイクウォータ後端から船首楼甲板後端までの距離 l_w (m) は、次の算式を満足すること。

$$l_w \geq H_B / \tan 20^\circ$$

H_B : ブレイクウォータ高さ (m)

19 章 倉口，機関室口その他の甲板口

19.2 倉口

19.2.1 適用*

-2.を次のように改める。

-1. 貨物用その他の倉口の構造及び閉鎖装置は，**19.2** の規定によるものと同等以上の効力を有するものでなければならない。

-2. 本節の規定にかかわらず，**B 編 1.3.1(13)**に定義するばら積貨物船，**B 編 1.3.1(19)**に定義するセルフアンロード船及びばら積貨物船として登録を受けようとする船舶の貨物用その他の倉口の構造及び閉鎖装置は，本会の適当と認めるところによる。

-3. 荷重条件又は構造様式が本節の各規定によらない場合には，本会が適当と認める計算方法によらなければならない。

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

C 編 船体構造及び船体艤装

C18 船楼

C18.4 の表題を次のように改める。

C18.4 ばら積貨物船，鉱石運搬船及び兼用船等に対する追加要件

CS 編 小型鋼船の船体構造及び船体艤装

CS19 倉口，機関室口その他の甲板口

CS19.2 倉口

CS19.2.1 を次のように改める。

CS19.2.1 適用

-1. 規則 B 編 1.3.1(13)に定義するばら積貨物船，規則 B 編 1.3.1(19)に定義するセルフアンローダ船及びばら積貨物船として登録を受けようとする船舶の貨物用その他の倉口の構造及び閉鎖装置は，船の長さにかかわらず規則 CSR-B&T 編又は規則 CSR-B 編の関連規定によること。

-2. ~~規則 CSR-B&T 編が適用とならない船舶の倉口に~~前-1.の規定により，規則 CSR-B&T 編又は規則 CSR-B 編の関連規定を準用する場合にあっては，規則 CSR-B&T 編又は規則 CSR-B 編の規定中，倉口縁材，倉口縁材ステイ及びステイに付く防撓材の腐食予備厚は 1.5 mm と読替える。